

## BizSTATION利用規定改定のお知らせ（2026年1月4日改定）

以下の通り、BizSTATION利用規定を改定いたします。

- ・本改定内容は改定日以降に有効となります。
- ・現在有効な各利用規定については、ホームページの「利用規定」ページ (<https://www.bk.mufg.jp/houjin/mufgbiz/proc/documents/kitei.html>) よりご確認ください。

**改定日** 2026年1月4日（日）

### 改定対象利用規定および改定内容

#### ■BizSTATION 利用規定

項番	改定場所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2026年1月4日最終改定)	(2024年12月20日最終改定)
2	第8条 振込取引	<p>4. 口座確認振込の停止 振込先口座の口座名表示（口座不存在のケースを含みます。）後、「振込」もしくは「振込予約」を行わない、「振込予約」を取り消す、または全銀ファイル取込による「振込」（当行所定の方法で全銀ファイルを取り込んで振込明細を作成の上振込先口座の口座名を確認し、または当行所定の事由によっては口座名の確認を行わずに、「振込」を行うことをいい、以下「振込（全銀ファイル取込）」といいます。）でエラー等により連続して振込を行わない等の行為を一定回数以上行った場合、「口座確認振込」（当行所定の方法で振込先口座の口座名を確認し「振込」または「振込予約」を行うことをいい、振込先によっては口座名の確認ができないこともあります。）および「振込（全銀ファイル取込）」はご利用できなくなります。</p> <p>この場合、「口座確認振込」については、「振込」または「振込予約」を行うにあたりお客様による振込先口座の口座名入力が必要になり、「振込（全銀ファイル取込）」については、他行口座あてを含む「振込」のご利用ができなくなります。なお、「振込（全銀ファイル取込）」は「振込」取引ですが、かかる「振込（全銀ファイル取込）」取引については、第12条に定める「総合／給与振込サービス」、または「BizSTATION 全銀・ANSWER接続サービス利用規定」に定める「円預金サービス「総合／給与振込」」の利用が必要となります。</p>	<p>4. 口座確認振込の停止 振込先口座の口座名表示（口座不存在のケースを含みます。）後、「振込」もしくは「振込予約」を行わない、「振込予約」を取り消す、または全銀ファイル取込による「振込」（当行所定の方法で全銀ファイルを取り込んで振込明細を作成の上振込先口座の口座名を確認し、または当行所定の事由によっては口座名の確認を行わずに、「振込」を行うことをいい、以下「振込（全銀ファイル取込）」といいます。）でエラー等により連続して振込を行わない等の行為を一定回数以上行った場合、「口座確認振込」（当行所定の方法で振込先口座の口座名を確認し「振込」または「振込予約」を行うことをいい、振込先によっては口座名の確認ができないこともあります。）および「振込（全銀ファイル取込）」はご利用できなくなります。</p> <p>この場合、「口座確認振込」については、「振込」または「振込予約」を行うにあたりお客様による振込先口座の口座名入力が必要になり、「振込（全銀ファイル取込）」については、他行口座あてを含む「振込」のご利用ができなくなります。なお、「振込（全銀ファイル取込）」は「振込」取引ですが、かかる「振込（全銀ファイル取込）」取引については、第12条に定める「総合／給与振込サービス」の利用が必要となります。</p>

#### ■BizSTATION スマートフォンアプリ 利用規定

項番	改定場所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2026年1月4日最終改定) (2021年9月13日制定)	(2021年9月13日制定)
2	第1条 スマートフォンアプリ	(1) BizSTATION（以下「Biz」といいます。）で利用可能な取引、サービスのうち、BizSTATION利用規定（以下「Biz利用規定」といいます。）第7条、第8条、第13条にそれぞれ定める「振替」取引、「振込」取引、「照会取引」、Biz利用規定第9条に定める「総合振込・取引および「給与賞与振込」取引のうち各当該取引の承認、Biz利用規定第11条に定める「特別徴収地方税納入」取引のうち当該取引の承認その他の当行所定のもの。（振込先の事前登録、定例リスト作成、総合振込・給与賞与振込および特別徴収地方税納入取引に係る取引承認前のデータ作成等、一部利用できない機能があります。）	(1) BizSTATION（以下「Biz」といいます。）で利用可能な取引、サービスのうち、BizSTATION利用規定（以下「Biz利用規定」といいます。）第7条、第8条、第13条にそれぞれ定める「振替」取引、「振込」取引、「照会取引」その他の当行所定のもの。（振込先の事前登録や定例リスト作成等、一部利用できない機能があります。）

#### ■BizSTATION 取引通知サービス利用規定

項番	改定場所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2026年1月4日最終改定)	
2	第2条 Biz取引通知サービスの内容	2. 振込・振替、口座照会の明細照会にて複数の口座の振込入金明細データ・入出金明細データを当行所定のフォーマットで一度にダウンロードできます。	(条項追加)
3	第2条 Biz取引通知サービスの内容	3. 上記1. 2. で提供する明細表およびデータの提供期間は、当行所定のものとします。	2. 上記1. で提供する明細表およびデータの提供期間は、当行所定のものとします。

#### ■BizSTATION振込送金組戻し・訂正サービス利用規定

項番	改定場所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2026年1月4日最終改定)	(2021年9月13日最終改定)
2	第2条 Biz組戻し・訂正サービスの内容	2. 前項の対象は、BizSTATION等当行所定の方式によりあらかじめお届け出いただいたサービスでご依頼のあった振込取引です。ただし、当行所定の方式によりあらかじめお届け出いただいていた場合であっても、BizSTATION (Biz組戻し・訂正サービスに係るBizSTATIONを指します。) におけるサービス指定口座以外の口座を引落口座とした振込取引の場合、ご利用者の権限設定状況によっては前項のメニュー①から④までの全部又は一部がご利用できないことがあります。	2. 前項の対象は、BizSTATION・CAMS・U-LINE等当行所定の方式によりあらかじめお届け出いただいたサービスでご依頼のあった振込取引です。ただし、当行所定の方式によりあらかじめお届け出いただいていた場合であっても、BizSTATION (Biz組戻し・訂正サービスに係るBizSTATIONを指します。) におけるサービス指定口座以外の口座を引落口座とした振込取引の場合、ご利用者の権限設定状況によっては前項のメニュー①から④までの全部又は一部がご利用できないことがあります。

## BizSTATION利用規定改定のお知らせ（2026年1月4日改定）

## ■BizSTATION外為サービス利用規定

項目	改定場所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2026年1月4日最終改定)	(2024年7月14日最終改定)
2	第11条 輸入ドキュメンタリーサービス	<p>8. 取引の依頼の内容変更・取消依頼</p> <p>(1) 依頼された輸入L/C発行前の発行・条件変更依頼の内容変更・取消の依頼を行う場合には当行所定の(BizSTATION)輸入信用状発行依頼等(受付)内容変更・取消依頼書により行うものとします。依頼された輸入手形決済指図の内容変更・取消の依頼を行う場合には当行所定の(BizSTATION)輸入手形決済指図内容変更・取消依頼書により行うものとします。</p> <p>(2) ファクシミリを使用して(BizSTATION)輸入L/C発行・条件変更の内容変更・取消の依頼書、または(BizSTATION)輸入手形決済指図の内容変更・取消の依頼書を提出する場合、お客さまは事前に当行あてに電話連絡するものとします。当行は受信した依頼書上の、印影または署名を、代表口座の印影または署名あるいは外国為替取引としてすでに当行あて届出済みの印影または署名と照合します。</p> <p>(3) 当行が(BizSTATION)輸入信用状発行依頼等(受付)内容変更・取消依頼書、(BizSTATION)輸入手形決済指図内容変更・取消依頼書につき受信した印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認め取り扱いましたうえは、その(BizSTATION)輸入信用状発行依頼等(受付)内容変更・取消依頼書、(BizSTATION)輸入手形決済指図内容変更・取消依頼書に偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(4) すでに当行にて輸入L/C発行・条件変更を実行済の場合は、輸入L/C条件変更手続等の申込を別途行うものとします。</p> <p>(5) すでに当行が輸入手形決済指図に従った決済を実行済の場合、(BizSTATION)輸入手形決済指図内容変更・取消依頼書による対外決済の取消は、原則、行えません。通貨などによっては、お客さまにて輸入手形決済指図を行われた後において、(BizSTATION)輸入手形決済指図内容変更・取消依頼書により輸入手形決済指図の変更・取消が行えない場合があります。</p> <p>(6) 受付日の翌営業日から起算して第5営業日目正午以降に(BizSTATION)輸入手形決済指図内容変更・取消依頼書により輸入手形決済指図の変更・取消依頼を当行が受けた場合でも、ディスクレ承諾の取消は行うことができません。</p>	<p>8. 取引の依頼の内容変更・取消依頼</p> <p>(1) 依頼された輸入L/C発行前の発行・条件変更依頼の内容変更・取消の依頼を行う場合には当行所定の(CAMS/Biz/U-LINE)輸入信用状発行依頼等(受付)内容変更・取消依頼書により行うものとします。依頼された輸入手形決済指図の内容変更・取消の依頼を行う場合には当行所定の(BizSTATION)輸入手形決済指図内容変更・取消依頼書により行うものとします。</p> <p>(2) ファクシミリを使用して(CAMS/Biz/U-LINE)輸入L/C発行・条件変更の内容変更・取消の依頼書、(BizSTATION)輸入手形決済指図の内容変更・取消の依頼書を提出する場合、お客さまは事前に当行あてに電話連絡するものとします。当行は受信した依頼書上の、印影または署名を、代表口座の印影または署名あるいは外国為替取引としてすでに当行あて届出済みの印影または署名と照合します。</p> <p>(3) 当行が(CAMS/Biz/U-LINE)輸入信用状発行依頼等(受付)内容変更・取消依頼書、(BizSTATION)輸入手形決済指図内容変更・取消依頼書につき受信した印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認め取り扱いましたうえは、その(CAMS/Biz/U-LINE)輸入信用状発行依頼等(受付)内容変更・取消依頼書、(BizSTATION)輸入手形決済指図内容変更・取消依頼書に偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(4) すでに当行にて輸入L/C発行・条件変更を実行済の場合は、輸入L/C条件変更手続等の申込を別途行うものとします。</p> <p>(5) すでに当行が輸入手形決済指図に従った決済を実行済の場合、(BizSTATION)輸入手形決済指図内容変更・取消依頼書による対外決済の取消は、原則、行えません。通貨などによっては、お客さまにて輸入手形決済指図を行われた後において、(BizSTATION)輸入手形決済指図内容変更・取消依頼書により輸入手形決済指図の変更・取消が行えない場合があります。</p> <p>(6) 受付日の翌営業日から起算して第5営業日目正午以降に(BizSTATION)輸入手形決済指図内容変更・取消依頼書により輸入手形決済指図の変更・取消依頼を当行が受けた場合でも、ディスクレ承諾の取消は行うことができません。</p>

## ■BizSTATION 外為サービス Smart利用規定

・「Biz Smart」を「外為Smart」に変更いたします。

以上